

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000048 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000038 号

第1 結論

請求者のA社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 16 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1. 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 7 月
② 平成 21 年 12 月
③ 平成 22 年 7 月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、請求者が賞与の振込先とする金融機関から提出された取引明細表（以下「取引明細表」という。）並びに A 社の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③の賞与支給日については、取引明細表並びに上記同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳により、平成 22 年 7 月 9 日とすることが妥当である。

また、上記同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間③については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、取引明細表及び上記同僚が保有する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から 16 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、A 社は、請求者の当該期間に係る賃金台帳等の資料は確認できず、請求者の賞与に係る届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等を保有していない上、前述の金融機関は、請求期間①及び②当時の預金取引記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1900665号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2000016号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月
② 平成19年1月から同年6月まで

私は、これまで5回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により日々納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に平成28年11月7日付け、平成29年3月1日付け、平成31年4月8日付け、令和元年7月25日付け及び同年11月11日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回同様、請求期間①及び②の国民年金保険料を送付されてきた納付書で、毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900775 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000015 号

第1 結論

平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月までの請求期間、平成 10 年 4 月から平成 13 年 11 月までの請求期間、平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月までの請求期間及び平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めるとはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 10 年 4 月から平成 13 年 11 月まで
③ 平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月まで
④ 平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで

私は、これまで 11 回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年 * 月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成 2 年 * 月及び平成 19 年 1 月から同年 6 月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成 14 年 10 月 11 日の国民年金被保険者資格取得及び平成 20 年 7 月 1 日の同資格喪失が平成 21 年 2 月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付（コンビニエンスストアでの納付は、平成 16 年 2 月開始）することはできないこと、iv) 請求期間は合計で * か月であり、行政機関がこれほ

どの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 11 回通知されている。

今回、請求者は、納付場所について、少なくともコンビニではないとしながらも、請求期間の国民年金保険料を納めてきたことは間違いないとして、12 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情も認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000110 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000017 号

第1 結論

昭和 50 年 4 月から昭和 57 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 4 月から昭和 57 年 9 月まで

私の母は、年金について国民の義務として加入することに強い意志を持ち、専業主婦であつても任意加入するべしという考え方であり、母が国民年金に任意加入了昭和 50 年 4 月に、学生であった私の国民年金の任意加入手続をしてくれた上、保険料も納付してくれていた。昭和 54 年に結婚してからは、主に、口座振替で保険料を納付していたと思う。その後、昭和 57 年 2 月に A 市で里帰り出産し、約半年後に私と子供だけ実家に住所を移した。ここで、新たに国民年金加入という形を取られてしまったため、請求期間の納付記録が消えてしまったのだと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 50 年 4 月に A 市において、母親が、母親自身の国民年金の加入手続とともに、請求者の国民年金の加入手続も行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述しているところ、日本年金機構が保管する国民年金被保険者台帳により、請求者の母親は、昭和 50 年 4 月 3 日に国民年金に任意加入し、同月以降の保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、A 市を管轄する B 社会保険事務所（当時）において、請求者が 20 歳となる直前の昭和 * 年 * 月から昭和 50 年 8 月までの間に A 市に払い出された国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）に係る被保険者氏名を国民年金手帳記号番号払出簿にて目視確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

また、請求者の国民年金番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳により、昭和 57 年 10 月 21 日に A 市において請求者が任意加入被保険者資格を取得した際に払い出されていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手

続は、昭和 57 年 10 月 21 日に初めて行われたと考えられ、母親が自身の加入手続を行った昭和 50 年 4 月に、請求者の加入手続も行ってくれたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の母親は既に亡くなっていることから証言を得ることができず、請求期間当初に請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900736 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000037 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B本社（現在は、C社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 41 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 2 年 4 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日まで

A社B本社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B本社の請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低く記録されている旨主張している。

しかしながら、C社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の給与関係資料は保存年限が過ぎているため保有していない旨回答している。

また、C社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、報酬月額を 18 万円とする届出が行われ、資格取得時の標準報酬月額が 18 万円、平成 2 年 10 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、算定基礎月の平均報酬を 18 万 5,657 円とする届出が行われ、同月の定時決定における標準報酬月額が 19 万円と決定されていることが確認できるところ、当該標準報酬月額はいずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社B本社において、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 53 人（男性の被保険者で、転勤者及び転職者を除く。）のうち、請求者と年齢が近い者 35 人（生年月日が昭和 40 年 1 月 1 日から昭和 42 年 12 月 31 日まで）及び請求者が氏名を挙げた同僚 3 人の計 38 人に照会したところ、回答のあった 20 人のうち 3 人から提出された昇給通知及び C 社の担当者の回答から判断すると、A社B本社では入社した翌年の 5 月に支給される給与から昇給することが推認でき、上記 53 人の平成 3 年 8 月における標準報酬月額は、40 人が請求者と同様に 5 級以上昇級しており、残る 13

人についても3等級又は4等級の昇級が確認できる。

加えて、回答のあった20人のうち4人から提出された給与支給明細によると、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。